

投資信託受益権の累積（自動継続）投資約款

1 (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、三井住友信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益権の累積（自動継続）投資（別の名称で同様の取引を含みます。）に関する取り決めです。

当社は、別途個別に受益権の累積（自動継続）投資約款を定める場合を除き、この約款にしたがって、お申し込みいただいた受益権の累積（自動継続）投資契約（別の名称で同様の契約を含みます。以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

2 (申込方法)

申込者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、記名押印し、これを当社の本・支店および営業所（以下「取引店」といいます。）に提出することによって契約を申し込むものとします。ただし、契約が締結されたときは、当社は直ちにお申し込みいただいた受益権の累積（自動継続）投資コースを設定いたします。

3 (金銭の払込)

申込者は受益権の買付にあてるため、1回の払込みにつき受益権の投資信託説明書（交付目論見書）に定める所定の金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものといたします。

4 (買付の時期および価額)

- (1) 当社は、申込者から買付の申し込みがあり、取引店で買付代金の受入が確認できた場合に限り受益権の買付を行います。
- (2) 前項の買付価額は、受益権の投資信託説明書（交付目論見書）に定める価額に所定の手数料および消費税等相当額を加えた金額といたします。
- (3) 買付けられた受益権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付のあった日から申込者に帰属するものといたします。
- (4) 申込者と当社との間で、第1項に定める買付の期間を別に定めたときは、当社は期間の満了後は買付を行いません。ただし、申込者は、期間中でも、いつでも累積（自動継続）投資を解約することができます。

5 (振替決済口座への記載又は記録)

- (1) この契約により買付けられた受益権は、社債、株式等の振替に関する法律に基づく投資信託振替制度において取り扱う当社で開設していただいた受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載又は記録いたします。
- (2) 当社は、振替決済口座を開設いただいたときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

6 (振替口座簿からの抹消等)

当社は、この契約に基づく各ファンドについて、申込者から当社の振替口座簿からの抹消の申請を受けたときに抹消いたします。

この場合、当該請求にかかる各ファンドの目論見書に定める所定の方法によりこれを換金し、あらかじめ指定する預金口座に振り込む方法により返金します。

7 (果実の再投資)

第5条の振替決済口座に記載又は記録されている受益権の果実は、申込者に代って当社が受領のうち、申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の受益権の投資信託説明書（交付目論見書）に定める価額により受益権を買付けます。なお、この場合、買付の手数料は無料といたします。ただ

し、申込者と当社との間で別段の定めを合意したときは、その定めに従うものとします。

8 (解約)

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ① 申込者から解約の申し出があったとき
- ② 振替決済口座等を解約したとき
- ③ 払込金が引続き1か年をこえて払込まれなかったとき

ただし、前回買付けの日から1か年以内に振替決済口座に記載又は記録中の受益権の果実によって受益権の買付けができる場合においては、この限りではありません。

- ④ 当社が受益権の累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ⑤ 受益権が償還されたとき

(2) この契約が解約されたときは、当社がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行から振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権の解約金を受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

9 (申込事項等の変更)

(1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

(2) 前項の届出があったとき当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

10 (その他)

(1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

- ① 前条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第8条による解約金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときに、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他、その必要を生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以上
(2020年4月1日現在)